博士学位請求論文審查報告書

申請者:金澤真実

論文題目: バングラデシュの障害女性の複合的困難—ケイパビリティ・アプローチによる分析—

1. 本論文の主題と構成

障害は身体や精神などの機能不全にまつわる個人的な経験でありながら、きわめて社会的な事柄でもある。欧米でのポリオ流行、サリドマイド薬害、ベトナム戦争での枯葉剤の散布などが引き起こした障害は私たちの記憶に新しい。さらに、Impairments と Disability を区別する「障害の社会モデル」観、すなわち「身体障害者を無力化するのは社会である。障害(Disability)は、社会への完全な参加から孤立させ排除させることにより、つくられるものである」(UPIAS, UK, 1997)という見方は私たちの認識を大きく揺さぶった。

「私たちのことを私たちなしに決めないで(Nothing about us, without us)」という声のもと、障害者自身の参加を得て 2006 年に「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)(Convention on the Rights of Persons with Disabilities: CRPD)」が採択された。その1つの柱は、障害者の社会への包摂にある。それは、「一般住民向けの地域社会サービスおよび施設」が障害者もまた等しく利用可能であること、さらに「障害者のニーズに合わせて利用の便宜を図ること(reasonable accommodation)」を要請する。2015 年国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」は、「誰ひとり取り残さない(No one will be left behind)」と宣言した。だが、はたして、この世界で、障害をもつ女性たちは取り残されることなく、社会に包摂されているのだろうか。これが本論文の基本的な問題関心である。

障害女性が被る深刻な困難は、これまでも教育や所得の格差、あるいは、複合的差別として語られることがあった。本人たちの「自己肯定感」の低さなどが心理学的分析の対象とされることもあった。それらの先行研究に対する本研究の特徴は、ケイパビリティ・アプローチという経済学の手法によって、障害女性個々人に対する福祉的自由への権利の制約として問題を捉え直す点にある。換言すれば、障害女性個々人の福祉的自由への権利の保障を、CRPDや SDGsが求めている障害者(障害女性)の社会的包摂の鍵とする点にある。ここでいう福祉的自由とは、選ぶ理由(reason)のある諸機能を実際に選ぶことが阻止されないという「行為主体的自由」とセットになった自由であり、選ぶために必要な資源と資源利用能力を有すること、すなわち「基本的ケイパビリティ」を備えていることを意味する。

具体的には、本研究は、MF(マイクロファイナンス)の利用の便宜を図る「女性開発グループへ参加する」ことを、障害女性の「基本的ケイパビリティ」と見なして、分析をする。 その理由を著者は次のように述べる。「障害女性が非障害女性と同様に MF を提供する NGO の活動に参加できること(参加することを選択できること)は、MFによる収入創出や日常生活の向上につながるトレーニングにアクセスできるかどうかだけでなく、コミュニティ内の結束や信頼を得ていることの証であり、障害女性が、グループ活動やトレーニング活動へ参加することを通じて、彼女たちも地域の一員であることを本人も、地域の人々も認識する機会となることを意味する。地域のNGO活動に参加することを選択できることは、障害女性が自分の望む行い(doings)や在りよう(beings)を日々の生活の中で展開していくために必要不可欠な基本的能力である福祉的自由を拡大する可能性を秘めている」。

だが、実証研究を通じて、MF を提供する NGO の活動に参加する障害女性の割合は、非障害女性の割合の半分にも満たないことが明らかとなる。その理由を探究するプロセスで、本論文は、バングラデシュの社会状況に特有の問題が浮き彫りにされる(基本的な住環境や公衆衛生の未整備など)。同時に、産業化された諸国とも共通するジェンダー規範などの問題をとらえる。加えて、障害女性の「結婚と性」といった難しい問題にも接近する。

これらの実証研究の結果を手がかりとして本論文のリサーチクエスチョンが明確化される。すなわち、「障害女性はなぜ女性開発グループに参加することを選択しようとしないのか」。その理由をケイパビリティの視点から分析すること、すなわち、「女性開発グループに参加するために本来必要であるはずの、けれども、現在、障害女性が利用したくとも利用できない資源の不足」をつきとめることが本論文の課題とされる。

MF を提供する NGO の活動に参加することは、障害女性の基本的ケイパビリティの一つの側面ではあってもすべてではない。とはいえ、MF を提供する NGO の活動への参加を困難とする社会的・制度的要因は、人が個人の尊厳をもって生きる上で必要不可欠な普遍的な条件を示唆する。その条件を指摘した本論文が、実践的な意義の高いものであることは明らかであろう。以下では、本論文の学術的な意義に的を絞って評価したい。

2. 各章の概要

本論文は以下のように構成されている。第1章では、分析の枠組みが述べられる。まず、障害女性をとらえる視点として、障害女性は障害と女性という二重の地位を持つがゆえに女性運動からも障害者運動からも不可視化されてきたこと、障害者も女性もそれ自体が被差別集団であり、被差別集団の中のマイノリティとして障害女性の複合差別が埋没してきたこと、人間の多様性に着目するケイパビリティ・アプローチによって障害女性の不利性を評価する必要を述べる。次に、障害を理解する際の基本モデルを紹介し、本研究が基づくケイパビリティ・アプローチによる障害理解を説明する。続いて、同理解に基づく障害についての先行研究を紹介する。

第2章では、バングラデシュの障害者統計について説明する。バングラデシュ政府は次章で紹介する調査によって得られた情報を、貧困指標の作成、国家5か年計画や貧困削減戦略の作成など、政策決定の主要なリソースのひとつとして活用している。だが、近年まで全国的な障害者調査は実施されてこなかった。本章ではそれまでの限定的な障害者統計と現在

政府によって実施されている3つの障害者調査の統計の違いについて述べる。続いて、障害女性を取り巻く状況として、障害者に関する法制度や施策と女性開発政策を述べ、バングラデシュの障害女性に関する先行研究を紹介する。最後に、障害女性のケイパビリティ分析のテーマとなるMFについて、バングラデシュでの位置づけと障害者および障害女性のMFへのアクセスについての先行研究を概観している。

第3章では、バングラデシュの代表的な家計調査である Household Income and Expenditure Survey 2016 (HIES 2016) の個票データを使った分析が記述される。はじめに、サンプル全体の個人の平均的な特性と、非障害男性、非障害女性、障害男性、障害女性それぞれの平均的な特性が示される。つづいて、障害女性たちにとって、婚姻、教育、稼得、社会保障、マイクロファイナンスへのアクセスがどれだけ困難であるかが、主に、障害を持たない女性との比較や、障害男性との比較を通じて分析されていく。

具体的には、次のような興味深い結果を得ている。女性という特性を同じくしながら障害があることによる追加的な負の影響は、婚姻と稼得、MFの利用で多く見られた。特に、結婚適齢期における障害の負の影響は非常に大きなものになる。その一方で、障害という特性を同じくしながら女性であることによる追加的な影響は、婚姻、教育、稼得者、MF利用に関してすべて正と出た。特に、稼得に対しては、女性全体と男性全体との比較では負であるが、障害女性と障害男性との比較では正である、という逆転現象が見られた。

第4章では、女性開発グループ NGO に参加する障害女性の実態が定性的調査によって明らかにされる。障害女性たちが、女性開発グループ NGO に参加することが少ない理由について、地域の障害女性当事者団体(自助グループ Self Help Group: SHG)に参加する障害女性 31 名へのアンケートとインタビュー調査、ならびに、女性開発グループのリーダーとそれを仲介する NGO スタッフたちへのインタビュー調査をもとに定性的な分析をなす。テキスト分析の結果からは、障害者の参加が少ない理由は、地域の人々の選択(自己決定)を尊重した結果であること、そもそも「障害インクルーシブ」は障害者を「特別扱い」するものではないことが、障害者も含めて了解された「理由」として抽出される。

第5章では、すでに SHG に参加する障害女性が、さらに女性開発グループへ参加するために不足しているケイパビリティを特定化する。はじめに、自宅にこもっていた障害女性たちが SHG に参加することで実現するようになったケイパビリティを捉える。つづいて、障害女性が女性開発グループに参加するためには、本人が自己の将来の生活設計のために用いることのできる稼得の見通し、手助けとなる人的資源、自分のために使える時間資源であることが明らかにされる。その一方で、女性開発グループ NGO は、障害女性がそれらの資源を獲得できるように支援するというよりも、すでにそれらの資源を備えていることを、暗黙の参加資格としているおそれのあることが明らかとされる。

「結論」では、障害女性の困難に関する第3章と第4章の分析結果をふまえて、障害女性の福祉的自由への権利が制約されている理由が考察される。そこで、「教育」は所得に影響するだけでなく、人的資源の制限にもつながること、「婚姻」は MF 活動をなす NGO のメ

ンバーとなる資格や意欲に影響すること、インフォーマルで低賃金な「稼得」は長期的な将来設計の立案を困難にすることなどが指摘される。本論文の結論として、障害女性の福祉的自由への権利の実現のためには、障害女性の職の選択肢を広げる必要のあること、そのためにも障害女性の学校教育へのアクセスを実質的に保障する必要のあること、さらには、MF実施団体である地域の NGO が、CRPD の重要な理念の一つである合理的配慮への理解を深め、障害女性を実質的に包摂する必要のあることが指摘される。

3. 本論文の審査プロセス

1月22日に実施された口述試験で審査員より指摘された疑問点と修正点、ならびに、それらを踏まえて金澤氏によって加筆・修正された内容は以下のとおりである。

第一に、第4章以降の定性分析のサンプルと、HIES 2016 障害女性サンプルとの間に平均年齢や月収などの特性で違いが見られることから、この定性分析は SHG に参加していることに条件づけられたものであることを断る必要があると指摘された。さらに、バングラデシュの障害女性全体の中でこの定性分析のサンプルの特徴を説明する一助として、次のアドバイスがなされた。すなわち、定性分析のサンプルにより近い年齢構成に限って、HIES 2016の回帰分析をし直すことである。それを受けて著者は、分析をし直し、障害の有無、婚姻、教育、社会保障プログラム、稼得、MF などについて、第3章の全サンプルで得られた回帰分析結果と際立った違いはないことを明らかにした。この結果が、加筆されるとともに、そもそも、どのようなタイプの障害女性が SHG に参加し、どのようなタイプが参加していないのかを明らかにする必要のあることが、今後の課題として明記された。

第二に、回帰分析の手続きと結果について、より明晰かつ判明な記述をなすことが求められた。具体的には、一方で、説明変数と被説明変数の関係、説明変数間の関係をより明確に記述する必要があること、ケイパビリティを制約する障害の影響を調べる際に、障害の原因ともなっている貧困や女性蔑視、習慣や慣習などの影響が含まれている可能性のあることが指摘された。これらは本論文で完全に対処できる問題ではないが、分析手順をより丁寧に記述することで誤解を減らすとともに、難問の所在を明記したうえで、それを今後の課題にする旨が、本論文の結論で明記された。

第三に、4章におけるNGOなどの活動の説明でもMFやマイクロクレジットというキーワードを使用し、それを2章、3章と関連付けることの必要性が指摘された。この指摘は章の間の整合性を高めることという技術的な改訂要請にとどまらない。むしろ、「返済能力が疑われる極貧層の人々が排除されがちだ」という、MFやマイクロクレジットへの批判的言説から、障害女性の困難をとらえ返すことを薦める。これを受けて、著者は、「ムハマド・ユヌス氏によって貧困層の女性への無担保少額融資(Microcredit:マイクロクレジット)として始められた」制度を検証する作業の中に、本論文を改めて位置づけ直し、それに対応する文章を、結論部分に加筆した。

4. 本論文の評価と結論

上記のとおり、口頭試問においてわれわれ審査員から示された疑問点や問題点に対して、著者は修正作業を通じて、適切な改善を施し、最終論文を提出するに至った。提出された金澤真実氏の最終論文は、オリジナルで体系的な研究の集大成として、高い学術的な意義を備える作品に仕上がった。それは、「誰ひとり取り残さない(No one will be left behind)」と謳う持続可能な開発目標(SDGs)に貢献するとともに、<ケイパビリティ・アプローチの実証経済学>という学問分野に貢献することになろう。

以上のことから、審査員一同は、金澤真実氏に一橋大学博士(経済学)の学位を授与することが適当であると判断するものである。

2021年3月10日

審査員(50音順)

井伊雅子

神林龍

黒崎卓

(委員長) 後藤玲子

真野裕吉